

令和7年3月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第12号

令和7年3月27日(木)午後1時30分

市役所4階 会議室41・42・43

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 附議事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請の承認について
  - 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について
  - 議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
  - 議案第7号 農用地利用促進計画(案)に係る意見について
  - 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
  - 議案第9号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
  - 議案第10号 令和7年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について
  - 議案第11号 令和6年度「最適化活動の点検・評価」について
  - 議案第12号 令和7年度最適化活動の目標設定等について
- 5 報告事項
  - 農用地利用促進計画(案)に係る意見について
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員(19名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員  
春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員  
芋川一浩委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員  
竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(16名)

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、  
高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員  
小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員  
高山弥委員

○欠席委員

春日雄司委員、竹内久委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長 小林 雄一  
〃 事務局長補佐 芋川 隆志  
〃 事務局 矢嶋 裕貴  
〃 事務局 池田 翔大

(開会) (午後 1 時 30 分)  
事務局 (小林局長) 皆様お疲れさまでございます。ただ今から令和 7 年 3 月総会をはじめさせていただきます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定願います。それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 19 名、推進委員 17 名中 15 名であります。農業委員 6 番 春日 雄司 委員、推進委員 平野地区 竹内 久 委員、堀内和幸委員からは、欠席の連絡がありました。  
それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長) (あいさつ 略)  
先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。  
日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 7 番 池田 眞貴子委員、8 番 藤田 清隆委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。  
事前に、5 番 高橋 直樹委員、11 番 芋川 一浩委員、平岡地区 霜鳥 明彦推進委員からは、関連ある議案がある旨の連絡がございました。該当案件の審議の際は、退席願います。

日程 4、附議事項に入ります。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番 竹原、〇〇〇〇、中野、〇〇〇〇、中野〇〇〇〇、畑、外 5 筆、総面積 3415 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番 赤岩、〇〇〇〇、赤岩、〇〇〇〇、越〇〇〇〇、畑、826 平方メートル、経営規模拡大のため

番号3番、竹原、〇〇〇〇、一本木、〇〇〇〇、竹原〇〇〇〇、211平方メートル、経営規模拡大のため

番号4番、間長瀬、〇〇〇〇、田麦、〇〇〇〇、田麦〇〇〇〇、1140平方メートル、経営規模拡大のため

番号5番、上今井、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、上今井〇〇〇〇、田、外3筆、総面積739平方メートル、経営規模拡大のため

番号6番、上今井、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、上今井〇〇〇〇、田、外2筆、総面積1075平方メートル、経営規模拡大のため

番号7番、豊津、〇〇〇〇、名古屋市、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、866平方メートル、耕作の利便性を図るため

番号8番、飯山市、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、1117平方メートル、経営規模拡大のため

P4 番号9番、飯山市、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、21平方メートル、経営規模拡大のため

番号10番、飯山市、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積305平方メートル、経営規模拡大のため

番号11番、飯山市、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、外2筆、総面積1307平方メートル、経営規模拡大のため

P12 番号12番、田麦、〇〇〇〇、田麦、〇〇〇〇、田麦〇〇〇〇、畑、588平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から番号12番までの案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号のうち、番号1番から3番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお

願います。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号1番から3番までを原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、申請者、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 中央一丁目、〇〇〇〇、岩船〇〇〇〇、田、595平方メートル、共同住宅 敷地

高齢化や後継者がいないため農業経営規模を縮小するに至り、共同住宅を建築したい。 3種農地 則43

番号2番 新保、〇〇〇〇、新保〇〇〇〇、畑、820平方メートル、盛土敷地

盛土をして地盤改良し耕作に適した農地にしたい。 農振農用地区域内農地、令11-①-I

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（芋川局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 竹原、〇〇〇〇、竹原、〇〇〇〇、竹原〇〇〇〇、畑、267平方メートル、農業用倉庫敷地

住宅兼作業場の近くに農業用倉庫を建築したい。2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号2番 飯山市、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、草間〇〇〇〇、畑、211平方メートル、住宅敷地

現在アパート住まいであるが手狭であるため住宅を新築したい。 3種農地 則43②

番号3番 長野市、〇〇〇〇、中野、〇〇〇〇、三ツ和〇〇〇〇、畑、180平方メートル、住宅敷地  
申請地を取得し住宅敷地を拡張して駐車場・物置を建築したい。 2種農地 法5-②-II（消極的2種）

以上であります

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第3号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第3号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請の承認についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（芋川局長補佐）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請の承認について

譲渡人 〇〇〇〇が吉田地籍の6筆を使用して砂利採取として一時転用を令和6年4月から1年間の予定で行っていましたが作業期間が間に合わず3ヶ月間延長したいという計画変更申請であります。

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第4号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画(案)についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（池田主事）

議案第5号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について  
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第5号については原案のとおり許可

することに決しました。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（池田主事）

議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について  
(説明)

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第6号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第6号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第7号 農用地利用促進計画(案)についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（池田主事）

議案第7号 農用地利用促進計画(案)について  
(説明)

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

事務局（芋川局長補佐）

合わせて、関連する事項がございますので、5 報告事項を説明いたします。こちらも農用地利用促進計画に関わる意見について、議案7号と同様のものとなっております。

こちらにつきましては、期間の都合上、公告に間に合わせるのが難しいということで、先に皆様方に会長の専決処分による処置で良いかということで諮らせていただいております。そのため、既に会長の専決処分を行った案件になりますので、委員の皆様でご承知をお願いします。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第7号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第7号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（池田主事）

議案第8号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について  
(説明)

以上については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等をいずれの者もを満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第8号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第8号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第9号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。なお、番号4番は、11番 芋川 一浩委員、番号5番は、5番 高橋 直樹委員、番号6番は、平岡地区 霜鳥 明彦推進委員が関係する案件であるため、後ほど審議いたします。

それでは、議案第9号のうち、番号1番から3番 及び7番を審議いたします。

事務局から説明願います。

事務局（池田主事）

議案第9号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第9号のうち、番号1番から3番 及び 7番を「適」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第9号のうち、番号1番から3番 及び 7番を「適」とすることに決しました。

（芋川一浩 委員 退席）

引き続き、議案第9号のうち、番号4番を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（池田主事）

（説明）

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第9号のうち、番号4番を「適」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第9号のうち、番号4番を「適」とすることに決しました。

（芋川一浩 委員 入室）

（高橋直樹 委員 退席）

引き続き、議案第9号のうち、番号5番を審議いたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局（池田主事） （説明）

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第9号のうち、番号5番を「適」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第9号のうち、番号5番を「適」とすることに決しました。

（高橋直樹 委員 入室）

（霜鳥明彦 委員 退席）

引き続き、議案第9号のうち、番号6番を審議いたします。  
事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事） （説明）

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第9号のうち、番号6番を「適」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第9号のうち、番号6番を「適」とすることに決しました。

（霜鳥明彦 委員 入室）

次に、議案第10号 令和7年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金について を 議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第10号 令和7年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金について

（説明）

以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおりとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおりとすることに決しました。

次に、議案第11号 令和6年度「最適化活動の点検・評価」について を 議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査） 議案第11号 令和6年度「最適化活動の点検・評価」について

(説明)

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。ありませんければお諮りいたします。議案第 11 号について、原案のとおりとする評価に賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。

よって、議案第 11 号は、原案のとおりとする評価に決しました。

次に、議案第 12 号 令和 7 年度 最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

議案第 12 号 令和 7 年度 最適化活動の目標の設定等について

(説明)

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。ありませんければお諮りいたします。議案第 12 号について、原案のとおりとする評価に賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第 12 号は、原案のとおりとする目標設定に決しました。

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しします。

事務局（小林局長）

増田会長、お疲れさまでした。続いて日程 5 の報告事項ですが、先ほどの議案説明において説明いたしましたので日程 6 その他に進みます。

(説明)

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。